

5 字 監 第 29 号
令和 5 年 8 月 17 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 4 年度宇美町上水道事業会計決算の審査意見について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 4 年度宇美町上水道事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年度 宇美町上水道事業会計決算審査意見書

1. 審査の対象

令和4年度 宇美町上水道事業会計決算

2. 審査の時期

令和5年7月13日、8月8日（2日間）

3. 審査の着眼点

決算書が関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検及び貯蔵品点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、糟屋地区自治体との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

令和4年度の宇美町上水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について審査した結果、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6. 決算の概要

(1) 総括

令和4年度宇美町上水道事業会計の決算額は次のとおりである。

収益的収支		(消費税及び地方消費税込)	(消費税及び地方消費税抜)
水道事業収益	A	8億3,233万2,127円	7億6,497万1,816円
水道事業費用	B	7億7,317万3,439円	7億1,807万4,751円
収支差引(A-B)	C	5,915万8,688円	4,689万7,065円
資本的収支		(消費税及び地方消費税込)	
資本的収入	A	7,452万1,400円	
資本的支出	B	3億3,011万6,156円	
収支差引(A-B)	C	△2億5,559万4,756円	

前年度との比較では収益的収入 731 万 5,210 円（0.9%）増、収益的支出 4,287 万 9,927 円（5.9%）増、資本的収入 3,007 万 8,846 円（67.7%）増、資本的支出 1,859 万 6,706 円（5.3%）減となっている。

純利益は 4,689 万 7,065 円、これに令和 3 年度からの繰越利益剰余金 1 億 6,621 万 1,653 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 2 億 1,310 万 8,718 円となり、令和 5 年度に繰り越す計画となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 5,559 万 4,756 円は、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,217 万 7,000 円、現年度分損益勘定留保資金 2 億 1,267 万 4,000 円及び繰越利益剰余金処分数 3,074 万 3,756 円によって補てんされている。

（2）歳入の状況

【収益的収入】

収益的収入の増減の内訳は、営業収益が前年度比 571 万 8,851 円（0.8%）減の 7 億 2,234 万 8,584 円、営業外収益が前年度比 1,303 万 4,061 円（13.4%）増の 1 億 998 万 3,543 円であった。

営業収益の減は、給水収益の減が主なもので、家事用の使用量は給水人口の減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり需要の解消により減少、官公署用の使用量は福岡刑務所の減少などが主な要因である。

営業外収益の増は、水道料金減免に伴う補助金、年度途中からの浄水場勤務職員の増員に伴う人件費補助金、消火栓維持管理に伴う修理負担金として一般会計繰入金が増加したためである。

【資本的収入】

資本的収入が増額となった主な要因は、下水道築造工事に伴う配水管布設替工事負担金の増加によるものである。

（3）歳出の状況

【収益的支出】

営業費用は、前年度比 5,529 万 1,452 円（8.1%）増の 7 億 3,656 万 6,146 円、営業外費用は、前年度比 52 万 2,784 円（1.4%）減の 3,570 万 2,603 円、特別損失は、前年度比 1,188 万 8,741 円（92.9%）減の 90 万 4,690 円であった。

営業費用が増額となった主な要因は、原水及び浄水費では、運転支援・マニュアル作成業務委託料及びろ過池天地替工事請負費、配水及び給水費では、漏水に伴う

修繕費及び動力費の増加によるものである。

営業外費用の減は、企業債利息が 307 万 6,284 円（16.9%）の減となったことが主な要因である。

特別損失の減の主な要因は、固定資産売却損が R4 年度にはなかったためである。

【資本的支出】

企業債償還金は、307 万 6,284 円（2.6%）増の 1 億 2,099 万 1,227 円、改良費は 2,232 万 3,664 円（9.7%）減の 2 億 847 万 4,255 円であった。

改良費の減は、配水設備工事費が 4,119 万 8,300 円（19.6%）の減となったことが主な要因である。

7. 審査の意見

年間配水量は、前年度比 5 万 1,996 立方メートル（1.55%）減の 330 万 8,222 立方メートルであった。給水戸数は増加しているのに対し、給水人口は減少しており、一世帯当たりの人数が減少していることが伺える。それに加え、トイレ等の節水型機器や飲料用給水タンクの普及により、家事用 1 件当たりの平均使用量は減少している。また、福岡刑務所を含む官公署用の使用量も減っている。

有収率は、前年度比 0.94 ポイント増の 90.66%であった。令和 3 年度の全国平均有収率 90.1%との比較では 0.56 ポイント上回っており、漏水調査業務委託の成果が伺える。

供給単価は、1 立方メートル当たり税抜 217 円 73 銭で前年度に比べ 87 銭（0.40%）安く、給水原価は税抜 237 円 08 銭で前年度に比べ 13 円 57 銭（6.07%）高くなっており、1 立方メートル当たりの利益額は△19 円 35 銭となった。マイナスとなった主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う上水道基本料金の減免を実施したことによるもの。

建設改良事業については、特に公共下水道事業関連工事として、令和 3 年度から繰り越しの障子岳南三丁目外(8)及び(9)配水管布設替工事を竣工した。また、障子岳三丁目(1)及び(2)配水管布設替工事は公共下水道事業の予算繰越により、県道福岡太宰府線（ゆりが丘七丁目）は、県道改良工事と同時施工を行うため令和 5 年度に繰り越しとなった。（繰越額 7,800 万円）

水道使用料の収納については、現年度分収納率は 97.4%で前年度と変わらず、過年度分収納率は 39.1%で前年度比 4.7 ポイント減であった。不納欠損は、前年度

比 51 万 2,820 円 (36.18%) 減の 90 万 4,690 円で、その内訳として、所在不明者が全体の約 44%を占めている。

福岡地区水道企業団からの受水については、一日最大受水量が 7,725 立方メートル、年間基本受水量は 268 万 7,290 立方メートルで、このうち太宰府市と志免町に 12 万立方メートルを融通したことにより、実年間受水量は 256 万 7,290 立方メートルで、年間配水量に占める受水量の割合は約 77.6%となった。

今後の課題として、人口減少による料金収入の減少及び核家族化による世帯数の増加に伴う運営費の増大は、水道事業が抱える全国的な問題であり、本町も同様の問題を抱えており、将来的に収入が増加する見込みが厳しい中、上水の安定供給のため老朽化施設の更新を計画的・経済的に実施していかなければならない。

この課題に対し、企業団からの受水量を他市町に融通したり、受水量の見直しの協議を行うなど、積極的に取り組まれていることを評価する。今後は、福岡県において策定された水道広域化推進プランに基づき広域化・共同化による経費節減の検討を進めていただきたい。

また、上水道事業会計全体としては、令和 3 年度に引き続き純利益を計上しており、健全な運営がなされている。ただし、40 年を超える配水管も存在することから、下水道事業との同時施工など経費削減に努めながら、浄水場を含めた施設の更新や適切な受水計画を図り、効率的かつ効果的な上水道事業の健全運営に努められたい。